

令和8年度 東広島市立風早小学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立風早小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、共通認識・共通実践を図るためのものであり、児童一人一人にとって大切な「学校のきまり」である。

(目的)

第1条 この規程は、東広島市立風早小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登校・遅刻・欠席・早退)

第2条 登校・遅刻・欠席・早退については、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻は、8時とする。(7時30分より早く登校しない。)
- (2) 欠席及び遅刻の場合は、8時までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校へ連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告してから教室に行く。
- (3) 家庭の事情等で早退・外出する場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を学校に連絡する。

(登校時)

第3条 登校のときは、次のとおりとする。

- (1) 身だしなみ(ハンカチ、ちり紙、基準服、名札、髪、つめ、シャツを入れること)を確認する。
- (2) 通学に自転車を使わない。
- (3) 防犯ベルを携帯する。
- (4) 決められた集合場所と集合時刻を守る。
- (5) 歩道でのマナーを守り、登校班で1列に並んで歩く。

(登校後)

第4条 朝、登校したときは、次のとおりとする。

- (1) 教室内では、帽子をとる。
- (2) マットで土を落としてから、くつのかかとをそろえ、靴箱の中へ入れる。

(学習時間)

第5条 学習時間においては、次のとおりとする。

- (1) 筆箱には、鉛筆5~6本(シャープペンシルは使用しない。)、消しゴム、赤鉛筆、青鉛筆、ネームペン、ものさしを入れておく。
- (2) 高学年児童は、赤・青のボールペン、黄色の蛍光ペンは持ってきて構わない。(低学年・中学年児童は持っていない。)

(3) 学習活動に必要なもの(ミサंगा、キーホルダーなど)は学校へ持って来ない。

※ 詳細は別紙「学校のきまり」の規定による。

(休憩時間)

第6条 休憩時間においては、次のとおりとする。

- (1) 5分間休憩はトイレと移動時間とする。
- (2) 使ったもの(ボールなど)は元の場所に返す。
- (3) 遊具(ブランコ、すべり台など)は順番や決まりを守って安全に遊ぶ。
- (4) 廊下や階段は、右側を静かに歩く。手すりをすべらない。
- (5) 教室移動時は、並んで黙って静かに歩く。
- (6) 学年で並んで体育館に移動するときは、無言歩行(あいさつを除く)を行う。
- (7) 棒きれ、かさなどをバットの代わりにして遊ばない。硬球や軟球で遊ばない。
- (8) ボールなどが高い所に上がったり、校外に出たりした場合は、教師に言ってとってもらう。
- (9) 安全のため、体育館前の用水路、校舎北側、体育館横の里道では遊ばない。
- (10) サッカーゴールには上がったり、ぶら下がったりしない。
- (11) 児童玄関前ではボール遊びをしない。
- (12) 特別教室に許可なく出入りしない。
- (13) 外に出るときには、帽子をかぶる。

(給食時間)

第7条 給食時間においては、次のとおりとする。

- (1) 給食当番は、服装(エプロン、ぼうし、マスク)を整える。
- (2) 12時00分から12時40分まで給食時間とし、12時30分から片付けをする。
- (3) 12時50分までに、食器を返却する。給食配膳員に「ごちそうさまでした。」とあいさつをする。
- (4) 牛乳パックは折りたたみ、各学級でデザートのカップは重ねてビニール袋等に入れ、掃除時間終了までに、配膳室北側のごみ箱へ入れる。

(掃除時間)

第8条 掃除時間には、次のとおりとする。

- (1) 掃除を始める時刻を守る。
- (2) 時間いっぱい、無言で掃除をする。担当の教師も一緒にする。

(下校のとき)

第9条 下校のときには、次のとおりとする。

- (1) 下校時刻を守る。
- (2) 月初めの木曜日は一斉下校とし、登校班で1列に並んで下校する。

(服装)

第10条 服装等、身なりについては、次のとおりとする。

- (1) 基準服
 - ① 気温が高い時期

白のカッターシャツ・ブラウス・ポロシャツ（スクールタイプ）、紺色半ズボン（スクールタイプ）、紺色プリーツスカート（スクールタイプ）とする。メーカーは問わない。

② 気温が低い時期

高い時期と同じ。上着は、紺色、襟なしダブル、イートン型とする。

③ 特に寒い日

通学の際、ジャンパー類（膝より長いものは不可）を着ても構わない。通学時や授業、休憩時間等にも、上着と共にベスト・セーター（色は黒、紺、白で袖や裾が基準服から出ないようにする。）、あるいは半ズボンやスカートの代わりに防寒用長ズボン（黒、紺基調のジャージ）を着用しても構わない。スカートの下にズボンをはかない。着替え等で必要な場合は、ランドセルやバック等に入れて持って帰る。

ア 帽子の色は黄色とする。

イ 式や式の練習の時は基準服を着用する。

ウ くつ下は、紺・黒で無地とする。くるぶしが出るソックスは不可。

エ 上履きは白色とする（つま先の色の指定なし）。

オ 手袋、ネックウォーマーは登下校時と屋外での活動時（体育の持久走・郊外活動等）のみ着用する。教室内は着用しない。

カ 安全のため、耳あてやマフラーをしたり、上着のフードをかぶったりしない。

キ 安全のため、携帯用のカイロは使用しない。

(2) 体操服

ア 体操服は、そこから下着が見えないようにする。寒い場合は、長袖体操服を着用しても構わない。

イ 赤白帽子（ゴムひも付き）を着用する。

(3) 髪型

ア 学習活動や運動等の、教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型とする。

イ パーマ及び髪の染色はしない。

ウ 健康面・衛生面から、ピン等でとめるなど、前髪が目にかからないようにする。髪が肩にかかるときはゴム等で結ぶ。

エ 髪を結ぶときは、学習活動や帽子をかぶるときの妨げにならないよう、耳の下で結ぶ。

オ 髪留めや髪ゴムは、飾りの付いていない単色（黒・紺・茶）のものとする。

(4) その他

携帯電話、その他の通信端末等は、学校へ持ち込まない。携帯電話等の持ち物について、特別な事情がある場合は、学校長の許可を得て、許可書を提出する。

(施設等)

第11条 校内施設の利用については、次のとおりとする。

(1) トイレの使用後は、ハンドルボタンを手で押し、流れたことを確認する。履き物を揃える。

(2) 特別教室は、許可なく勝手に入らない。使用後必ずドアを閉める。

(3) 図書室は、昼休憩に利用できる。

(4) 職員室は、特別の用がない限り、入らない。

(5) 教室移動は、並んで静かに移動する。

(6) 集会では、だまって並んで待つ。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活)

第12条 下校後や休みの日において、次のとおりとする。

- (1) 下校後、学校へ用事があるときは、職員室へよって用件を伝えてから教室に入る。用事が済んだら、職員室によって挨拶をして帰る。
- (2) 児童だけで、校区外への外出、外泊をしない。校区より外に行く時には、保護者に相談する。
- (3) 火遊び・エアガン等の危ない遊びはしない。川や池、駐車場、線路など、危険な場所で遊ばない。保護者と一緒の場合は、保護者判断とする。
- (4) 遊びに行くときは、家族に行き先と帰る時刻を必ず伝える。
- (5) 帰宅時刻は、夏季(新学年開始日から秋休み前)は17時30分、冬季(秋休みから春休み終了まで)は17時までとする。子供だけの家には遊びに行かない。
- (6) 友だちに、おごったり、おごってもらったりしない。
- (7) お金、カード、ゲームソフトなどの貸し借りはしない。
- (8) ゲームセンターには、いかなる理由があろうとも、午後6時以降、子供だけで行かない。

(平成28年6月23日施行の広島県の条例による。)

- (9) 児童だけで、大型店舗へ出入りしない。
- (10) 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶる。交通ルールを守り、二人乗りや飛び出しなど危ないことはしない。
- (11) 公道で自転車に乗ることは、第3学年自転車教室で合格し、保護者の許可を得てからとする。
- (12) 小松原・大芝地区、大田地区に自転車で行くことができるのは、5・6年生とし、保護者の許可を得てからとする。
- (13) スケートボード等は、公道で乗らない。
- (14) インターネットやSNS等での個人情報の取り扱いには注意する。
- (15) 放課後を含めて、学校にお菓子を持ってこない。
- (16) 自分が出したごみは、自分で持って帰る。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、児童の校内及び校外での問題行動については、児童が自ら問題行動を反省し、よりよい学校生活、人格の形成ができるよう指導する。

(特別な指導の留意点)

第13条 いじめ防止委員会を定期的に開催して協議し、取組を進める。場合によっては、保護者と連携しながら「特別な指導」を行う。